

政府電子調達システムに係る課題の 検討状況について

平成 29 年 12 月

総 務 省

情報流通行政局

行政手続部会(H29.6.26)「入札・契約に関する取りまとめ」(抜粋)

【対応】

- 調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする。



総務省における検討状況

① 調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し

統一参加資格(競争参加資格)申請時の必要な添付書類(登記事項証明書(写し)、財務諸表、営業経歴書、納税証明書(写し)、誓約書・役員等名簿)について、各省庁に対し、各書類ごとの必要性の再検討を10月上旬に依頼。現在、その結果を踏まえ、一部簡素化等に向けて検討中。

② 政府電子調達システムの利便性向上への対応

政府電子調達システム及び調達総合情報システムの利用実態や改善要望等について、各省庁及び民間利用者双方に対し、自由記載方式によるアンケートを10月上旬に実施。現在、アンケート結果※の内容を分析するとともに、課題及びその対応策について検討中。

※ 21府省庁及び大企業、中小企業等の競争参加資格有資格者(120社を抽出)

アンケートにおける主な意見の概要等

- ① 競争参加資格申請に当たり、添付書類(登記事項証明書、納税証明書等)を別途複数の役所から取得する必要がある、このためのコスト、手間がかかっている。(民間21社)
- ② 登記事項証明書、納税証明書等の情報について、法人番号による一元管理等を行うことにより添付書類の提出を不要としてほしい。(民間2社)
- ③ 調達総合情報システム、通信回線、申請者側の端末等に障害が発生した場合に申請手続が行えなくなることへの懸念。(民間9社)
(→ システム障害の発生等、申請者に帰責事由がない場合においては、柔軟な対応を行っているところ)
- ④ オンライン申請手続の操作方法の習得が容易ではない。(民間7社)
(→ 操作マニュアルやFAQの充実化、ヘルプデスクの利用周知等による利用者側のスキルアップを促進)

(注1) 下線部分は、行政手続部会(H29.6.26)「入札・契約に関する取りまとめ」において、「課題」として取り上げられている事項

(注2) 件数は、アンケート結果から集計

添付書類の必要性検討による各省庁の主な意見の概要

添付書類の内容	各省庁からの主な意見の概要
① 登記事項証明書の写し	① 申請書の記載内容(「郵便番号」、「住所」、「商号又は名称」、「代表者役職・氏名」、「設立年月日」、「主たる事業の種類」、「自己資本額」等)の適正性を確認するためには必要。 ② 法人番号の活用による行政機関間の情報連携が可能となり、申請書の記載内容が確認できるのであれば、提出不要化が可能。
② 財務諸表(法人の場合)又は 営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)	① 申請書の記載内容(「製造・販売等実績」、「自己資本額」、「経営状況」、「設備の額」)の適正性を確認するためには必要。
③ 営業経歴書	① 申請書の記載内容(「法人番号」、「主たる事業の種類」、「競争参加を希望する地域等」、「希望する資格の種類等」、「外資状況」、「営業年数」、「常勤職員の人数」等)の適正性を審査するためには必要。 ② 登記事項証明書と重複している事項(所在地、代表者氏名等)については、一部省略による簡素化も可能。 ③ 営業経歴書は事業者自身が作成したものではあるが、会社創業後の年数を記載する「営業年数」については、等級の格付けに影響するため、当該書類を必要とする部分もある。
④ 納税証明書の写し	① 適正な契約の履行を確保できるかどうかの判断のために必要。(なお、滞納未然防止の観点から、国税庁が各省庁へ協力要請あり) ② 法人番号の活用による行政機関間の情報連携が可能となり、納税状況の確認ができるのであれば、提出不要化が可能。
⑤ 誓約書及び役員等名簿	① 予算決算及び会計令第70条第3号※に該当しないことを申請時に確認するために必要。該当者照会には、4情報(氏名、ふりがな、性別、生年月日)は最低限必要な情報。また、誓約書を申請書とは別葉で提出させることにより、申請者に誓約すべき事項を認識させる効果が期待される。 ※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者(指定暴力団員等) ② 誓約書の内容を申請書に記載するなど、申請書の提出をもって誓約したものとして取り扱う運用は検討の余地あり。



上記の意見等を踏まえ、法人番号を活用した情報連携等による更なる添付書類の簡素化、不要化の在り方について検討

アンケートにおける主な意見の概要等

【入札手続】

- ① 政府電子調達システム、通信回線、利用者側の端末等の障害により、入札手続ができなくなることへの懸念。(民間37社)
(→ システム障害の発生等、利用者に帰責事由がない場合においては、柔軟な対応を行っているところ)
- ② 書類提出時の添付ファイルの上限サイズ(3MB)が小さい。(民間13社、12省庁)
(→ 添付ファイルの上限サイズについて、実態を踏まえて拡大する方向で対応)
- ③ 新たなネットワーク環境、端末の追加配備等の整備が必要。(民間12社)
- ④ オンライン手続の操作方法の習得が容易ではない。(民間10社)
(→ 簡易マニュアルやFAQの充実化、ヘルプデスクの利用周知等による利用者側のスキルアップを促進)

【契約手続】

- ① 電子契約を行うためには、社内ルールの整理、協議等の内部調整が必要。(民間21社)
(→ 他の先行事例を調査し、周知等により対応)
- ② 契約手続の際、役所から紙の契約書を手交されることがある。(民間21社)
(→ 更に実態を把握するとともに、対応策を検討)

(注1) 下線部分は、行政手続部会(H29.6.26)「入札・契約に関する取りまとめ」において、「課題」として取り上げられている事項

(注2) 件数は、アンケート結果から集計

入札・契約に関する取りまとめ (平成29年6月26日 行政手続部会) (抜粋)

2. 契約の種別の簡素化の取組

(1) 物品・役務

②課題と対応

※「事業者団体ヒアリング」、「事業者に対するアンケート調査」で把握した課題を整理。
建設工事・測量等も同様。

【課題】

〔競争入札参加資格審査について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・行政機関が保有している情報の提出を求められる
オンラインで取得できない情報を求められることがある
- ・独立行政法人が、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合がある

〔入札について〕

- ・政府電子調達への添付ファイルのデータ容量の上限が低い
- ・入札書類の提出様式が説明会の度に異なる
- ・入札結果に関する情報が入手しにくい
- ・政府電子調達に登録していない調達案件があり、紙による入札や、個別省庁への独自システムへの対応を求められることがある

〔契約の締結について〕

- ・提出書類の作成負担が大きい
- ・予備名目で、複数部数の契約書の提出を求められる
- ・契約締結に時間がかかる

【対応】

- 調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類の見直し、政府電子調達システムの利便性向上など、政府電子調達に係る課題について、内閣府及び内閣官房の協力を得つつ、各省庁と連携し、総務省が検討を進める。その際、内閣官房が全省庁の協力を得つつ行う官民データ活用推進基本計画における行政手続等の棚卸しの結果を踏まえることとする。
- 独立行政法人の入札参加資格について、国との統一運用を行っていない法人の所管省庁は見直しを進める。

(参考) 調達業務の主な流れとシステムの範囲

